

# 鳥取藝住実行委員会

## 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という。）の役員報酬並びに費用について必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 役員は無報酬とする。

### (費用)

第3条 役員がその職務の遂行に当たって負担した諸経費については、その実費を支払うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、役員の出張等に係る旅費については、別途定める旅費規程により支払うことができる。

### (適用除外)

第4条 役員が本会の事業の直接的な業務を行った場合は、第2条の規定にかかわらず、当該業務に対する対価としての謝金等を支給することができる。  
2 別に定める「事務局規程」上の職員を兼務する役員については、第2条の規定にかかわらず、当該職員としての職務に対し、別に定める「職員の給与等に関する規程」に基づく給与等を支給することができる。

### (改正)

第5条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て委員長が行い、総会において報告する。

## 付 則

この規程は令和4年9月16日から施行する。